

個人情報の第三者提供の同意について

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者(当組合を含む)は、あらかじめ、本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。従って、例えば、民間保険会社、職場、学校等の第三者から健康情報等の照会があった場合には、本人の同意を得ないで第三者に個人データを提供することはありません。しかし、被保険者にとって利益となるものや医療費通知などの現行通知方法を変更することにより、健保組合の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえない内容については、被保険者等から特段明確な反対・保留の意思表示がない場合には、これらの個人情報の利用について黙示による包括的な同意が得られているものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の事項につき、その趣旨に該当するものといたしますので、同意されない方につきましては、書面にて当組合までお申し出ください。なお、お申し出がない場合には、同意を得られているものとさせていただきます。同意及び保留は、被保険者等からの申出により、いつでも変更は可能です。

- 高額療養費に該当した場合には申請に基づかず支給すること。また、その支給は事業主を経由して行うこと。
- 医療費に係る付加給付は申請に基づかず支給すること。また、その支給は事業主を経由して行うこと。
- 医療費通知、資格情報のお知らせ、保険給付金支給決定通知書を世帯分まとめて被保険者本人に通知すること。

第三者提供に該当しないもの

下記の場合は、被保険者の同意を得ることなく、第三者へ提供することがあります。また、健康保険組合が利用目的の達成に必要な範囲内において、業務の全部または一部を外部委託する場合に、個人情報を取り扱っても第三者には該当しません。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき